



VOL.50

トクちゃん新聞

2-3月号

子供とコココーラと
グリコの工場見学に行
きました！大人の方が
かなり楽しめます！



平成23年3月9日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階
TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com

●確定申告業務、終了いたしました。

弊社では、2月中の確定申告業務終了を目標としています。不足資料の調達やご質問への回答等、お客さまにも大変なご協力を賜りまして、昨年に続き今年も目標を達成することが出来ました。ご理解・ご協力、ありがとうございます。2月の作業中も3段階の複数の者によるチェックをしています。3月1日から視点を変えて改めて再確認をした上、お客様のお控えを順次発送しております。申告書控えお届けまで、今しばらくお待ちください。
4日金曜には、今回の作業を通しての改善点をまとめる会議も行い、その後打ち上げに行っていました。7日以降は、新規のお客様の申告作業がありますが、今年も確定申告業務はほぼ終了です。ありがとうございました！



●セミナー開催

4月18日月曜午後6時～梅田にて、セミナーを開催いたします。日本政策金融公庫の融資課長にお越しいただき、「お金を貸したくなる決算書と貸したくない決算書の違い」等をお話いただきます。定員16名と少数ですが、その分、充実した内容にしたいと思っています。お時間ある方とはセミナー終了後、懇親会も企画しております。ぜひ、経営者のお仲間とご一緒にご参加ください。

◆法人、個人事業者 消費税法の改正予定

担当: 福田

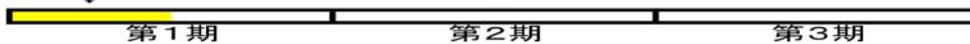


★「開業後 2期間は消費税納税義務なし（資本金1,000万円未満の場合）」が変わる!?

- ・現状、納税義務の有無は2期前の課税売上で判定します。
→ 1,000万円超で その2期後に納税義務発生。
- ・改正後は さらに条件が追加され、前期上半期の課税売上でも判定するようになります。
→ 半年で1,000万円超だと 次の期から納税義務発生。

改正:
前期上半期課税売上
1,000万超で2期目から
納税義務あり

消費税納税義務あり?



★法人は平成24年10月1日以後開始事業年度から、個人の方は平成25年1月1日より適用予定です
該当の顧問先さまへは個別にお知らせいたします。

◆年商5億円の「壁」のやぶり方

担当: 杉山



ある雑誌で興味のある書籍が紹介してあったので早速取り寄せて読んでみました。

よく言われる5年、5億円、50人の壁！

著者は「会社には経営の仕方を変えなければならない時期が必ずくる」という仮説を持論とされています。具体的に「創業5年、5億円、50人」がそれに当てはまります。

この3つは別々に訪れるのではなく、ほぼ時期が重なるので、実際には年商が5億円に近づくあたりが大きな転換期になると書いておられます。

年商5億円までは社長の営業力でいけますが、これから年商十億円、百億円と売上げを伸ばしていこうと考えるなら、他の社員の営業力に頼らざるをえません。

また組織、コミュニケーション、資金繰り、間接部門等々並行して経営者がやるべき事、考えるべき事が沢山あります。

関心のある方、5億円前後で伸び悩んでおられる経営者の皆様に、是非とも読んで頂きたい推奨書籍です。

書籍名: 年商5億円の「壁」のやぶり方 著者: 坂本 桂一氏 発行: (株)クロスメディア・パブリッシング

◆税務スケジュール

担当: 岡村

3月	申告・納税	その他
10(木)	・2月分の源泉所得税・住民税の納付	
15(火)	・所得税の確定申告・納税 ・住民税の確定申告・納税 ・贈与税の確定申告・納税	・個人の青色申告の承認申請 ・青色専従者給与に関する届出書 他
31(木)	・個人の消費税の確定申告・納税 ・法人税・消費税の確定申告・納税(1月決算) ・法人税・消費税の予定申告・納税(7月決算) ・消費税の3ヶ月ごとの中間申告(4月・7月・10月決算)	



◆健康保険料率・介護保険料率の改訂

担当: 岡村

協会けんぽの健康保険料率(特定保険料率)及び介護保険料率が、平成23年3月分(4月納付分)から改訂されます。

大阪府の場合	改定前	改定後
健康保険料率	9.38%	9.56%
介護保険料率	1.50%	1.51%

社会保険料を当月徴収している場合は、3月支払給与から、翌月徴収している場合は、4月支払給与から変更となります。 弥生給与をお使いの場合は、「給与規定」の画面で、それぞれの保険料率を変更してください。 お使いでない場合についても、保険料率の変更にご留意ください。



◆相続対策の基本知識

担当: 池田

「7年前から子名義の預金にしてあるので税金の時効が成立し課税されない??」

●贈与税の時効とは

贈与税における時効期間としての定めは、国税通則法において、原則として法定納期限から6年間行使しないことによって、時効により消滅することとしています。そのため、納税義務は、原則として法定納期限から6年を経過すれば、時効により消滅することとなります。ただし、偽りその他不正の行為によって免れ又は還付を受けた租税については、その時効は、原則として法定納期限から1年間は進行しないので、この場合の時効期間は、実質的には7年間となります。偽りその他不正の行為には、単に確定申告書を提出しなかったという消極的な行為だけではこれに該当しないとしています。

●名義預金の時効について

民法上の贈与とは贈与者による贈与の意思表示と受贈者による受贈の意思表示をもって成立する諾成契約による必要があることから、例えば、父が子名義で毎年預金をしていてもその預金の存在をその子が知らない場合には、受贈者(子)による受贈の意思表示がないことから贈与は成立していないと考えられます。そのため、子名義の預金が行われて何年経過していても民法上の贈与が行われていない以上税務上の時効は成立しないことになります。

名義預金として判定される可能性の高い預貯金等とは、

- ①嫁いだ娘の旧姓のまま放置してある預貯金等
- ②銀行への届出印が三文判で、名義人本人が使用している預貯金の届出印と異なる預貯金等
- ③入金のみで預金等の引き出しが長年にわたって行われていない預貯金等
- ④名義人の住所地や勤務先と遠く離れた親元の近くの金融機関等への預貯金等
- ⑤定期預金等の満期・預け替えなどの手続きが本人の自筆でなく親が行っている預貯金等

時効を目的とすることはほとんどないと思いますが、贈与を計画的に行っているつもりでも、まず贈与がきちんと成立しているか、くれぐれもご注意ください!!

(TKC近畿大阪会 大和ハウス部会 第3回資産防衛講座 資料抜粋)



◆スタッフより

担当: 杉山

ホテルのランチバイキング

先日久しぶりに平日に有給休暇を取らせてもらいました。梅田のホテルに予約時間の11時半に行くともう待合室は数人が待っていました。予約していたのですぐにテーブルに案内してもらえましたが、やはりこうした場所は必ず予約をしておいたほうが無難だと改めて思いました。レストラン内はすでにテーブルは満杯で見回してみるとほとんど女性ばかりで男性は1~2割でしょうか? 料金は大人1,650円でしたが普通サラリーマンはワンコイン(500円)の範囲内でランチを食べておられます。事務所の近くの弁当屋では一番安いのは250円であります。それから比較すると高いランチですよ!



◆税務クイズ

担当: 赤松

法人が従業員・役員に代わって支払う賠償金の取り扱い?

Question

法人の従業員が車で配達の途中、歩行者と接触して相手に怪我を負わせてしまったことから、法人が賠償金を支払うことになりました。この賠償金は損金として認められますか?

Answer

損金になります。ポイントは下記2点です。

- ①法人の業務の遂行に関連するもの
「業務遂行に必要」であったことが大前提となります。たとえ、会社の車を使用しているも、私用で出かけているような場合には、本人が支払うべきものを会社が立て替えただけなので、従業員への債権となります。本人から回収しない場合は、本人への給与として取り扱います。
- ②従業員に故意又は重大な過失がない
故意又は重過失があるケースは、例えば無免許運転や飲酒運転などです。この場合も従業員への債権として取り扱い、本人から回収しない場合は、給与として取り扱います。

